

吉井源太と明治

《10》

生活縛られた御用紙漉

吉井源太は紙漉きの技術にすぐれていただけではなく、紙について熱心に研究した人であった。

中国の古い本の名前も少し日記に書かれている。その知識が「日本製紙論」の総論に生かされている。

総論の出だしでは、古代における紙類製造の始まりを述べている。今の紙と同じものを作り始めたのは中国だ。同書の執筆当時、一般では、後漢(西暦一五—二二〇年)の時代、宮中の役人だった蔡倫という人が、同一〇五年に紙の製造法を発明したと説明されていた。

しかし源太は、中国の古い本などを読む中で、本当はそうではないと考えたようだ。後漢の前の時代にすでに紙があったという説が正しく、蔡倫はむしろ製紙

改良の先達者であるとする事が適切だ、と述べている。源太の考えを裏付ける証拠が、現代において発掘されている。蔡倫の発明とされる一〇五年よりずっと前

にあたる、紀元前一七九—一四一年の時代の紙とみられるものが一九八六年になって発見されたのだ。

源太は、紙の起源についても関心を持って勉強し、鋭く考えていたことがわかる。

次に源太は、日本における紙の起源と発展の様子、そして土佐国の紙の歴史も振り返っている。これを読むと、土佐藩の御用紙漉がどのようなものであったかがよくわかる。

源太の家の歴史であり、先祖のありようということになる。それによると、御

用紙漉は、徳川氏への献納と土佐藩内での使用のため

の紙を漉く役目を持った漉家二十四軒で、土佐郡成山、吾川郡伊野に定められた家々だった。

紙漉きをするための原料は、土佐国中より確保された。また、漉くときに混ぜられるノリ、原料を煮るための燃料や、煮る時に混ぜる木灰用の木なども特別に自由に採取して良いことになっていた。

漉き上げた紙も厳しい検査があった。徳川氏へ献上する紙の場合は特に厳重だった。藩の役人が立ち会った上で、切ったり、枚数などを整えたりした、と書かれている。



「日本製紙論」原本—左、復刻本—左奥、「続日本製紙論草稿」(いの町紙の博物館蔵)

紙漉き作業は保護されていたが、一方で生活は厳重な管理のもとにおかれた。よそへ行く事は全く禁じられ、病気になった時に医師の証明をもって兵庫県有馬の温泉での湯治が許されるだけだった。

江戸時代には一般に人々の旅行や移動は厳しく制限され、自由に動けなかった事は日本中に共通だったが、御用紙漉の人たちには、庶民の楽しみとして許された伊勢参りなども制限されるほどだったのかと思